

特別支援教育に関する国際比較

04.02.17更新

記入 徳永

国名	英 国(菅井、徳永)	
項目		
1.	【現状認識】	
1 - 1	障害児の定義	英国では、障害という概念でなく、教育学的概念である「特別な教育的ニーズ(SEN)」の概念を使用。SENは連続的概念であり、障害があるかないかの2分法ではない。
1 - 2	障害児の在籍率	
	「特殊学校」	1.05% 2002年1月
	「特殊学級」	概念がない、統計なし
	「通常学級」	判定書保有者3%(うち60.2%は小、中学校;2002年1月)、20%の子どもにSENあり。
	(通級?)	類似するものにユニット(リソースルーム)、但し異なる機能もあり。
2.	【基本的な考え方】	
2 - 1	特殊教育(特別支援教育)の基本的な考え方	通常教育と明確に区別された「特別ニーズ教育」はない。障害という概念でなく、SENという概念で、より幅の広いSENに応じた教育を提供している。教育の目的や目標は、独自のものがあるわけではなく、通常の教育と同じ(ウォーロック報告、1978)。
3.	【取り組み内容】	
3 - 1	個別の教育支援計画(多様なニーズに適切に対応する仕組み)	早期の段階において、保護者を含めて、関連する専門家の協力を得て、判定書(statement)を地方教育局の責任において作成。14歳以降に「個別の移行支援計画」も作成。より具体的な「個別の指導計画」については、判定書のある子どもを含めて、SENのある子どもについて作成している(約20%弱)。生涯学習についても「個別の学習計画」を作成しているところがある。
3 - 2	特別支援教育コーディネータ (教育的支援を行う人・機関を連絡調整するキーパーソン)	小中学校に特別な教育的ニーズコーディネータ - (SENCO) がいて、学校のSENに関する教育方針を実行する役割であり、校内の支援体制を調整する人である(2001実施規則)。校内における教育支援を調整することが主たる役割であり、一部として、外部教育機関、福祉・医療機関との連携も役割に含まれる。教育に関する支援の調整であり、教師の資格を持つ主任以上の立場の人で、学校全体の取組に対して、責任を持つ。(特別学校にはSENCOはいず、SENCOは、福祉・医療機関との連携を主とする役割ではない。)
3 - 3	行政レベルの連携組織体制	教育主導の判定書の年間反省会議には、医療・福祉関係者が参加するし、福祉主導の会議に、教育関係者が参加し、学校で開催する場合もある。子どもへの支援サービスを中心に関連機関のメンバーが集まって会議をする。(今回の提案は、主旨や行動計画が不明確)。障害がSENかで、基本的な発想が異なる。SENの課題はあくまで、教育的な問題であり、福祉や医療との連携が核となる問題ではない。
3 - 4	その他	
4.	【法令上の位置付け】	
4 - 1	一人ひとりのニーズ教育	Education Act 1996
4 - 2	特殊学校	Education Act 1996
4 - 3	特殊学級	規定なし
4 - 4	通級指導	ユニットの規定、情報収集中
4 - 5	コーディネータ	実施規則2001
4 - 6	連携組織体制	ステートメントの会議、関連項目、実施規則2001